

埼玉県ケアラー支援計画(素案)の概要

策定の趣旨

ケアラーの支援に関する施策の総合的かつ計画的に推進する必要性
 ・ケアラーの孤立化、悩みを声に出しにくい環境
 ・18歳未満のヤングケアラーの存在

計画の性格

・埼玉県ケアラー支援条例第9条に規定する計画

計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

計画の基本理念

全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現

計画の内容

主 な 課 題

1 社会的認知度の向上

〔 条例の基本理念である「ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える」ために、県民や事業者がその存在を認識することが重要 〕

2 情報提供と相談体制の整備

〔 ・ケアラーがケアを続けていく上で役立つ情報を届けることが必要
 ・各種支援体制の整備やケアの充実 〕

3 孤立の防止

〔 ・地域でのネットワークの構築や居場所づくりが必要
 ・働き続けながらケアできる環境を整えていくことが必要 〕

4 支援を担う関係機関等の人材の育成

〔 ・ケアラーからの相談を担う可能性がある関係機関の職員等が、ケアラー支援について理解するなど人材の育成が必要 〕

5 ヤングケアラーの支援体制の構築

〔 ・ヤングケアラー本人を信頼して見守ってくれる大人を増やすことが必要
 ・困ったときに相談できる場の整備や関係支援機関の人材育成が必要 〕

基 本 目 標

1 ケアラーを支えるための啓発・広報の推進

2 行政におけるケアラー支援体制の構築

3 地域におけるケアラー支援体制の構築

4 ケアラーを支える人材の育成

5 ヤングケアラー支援体制の構築・強化

主 な 取 組

○ ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の創設 等

◆ケアラーに関する認知度

17.8%
(令和2年度)

70%
(令和5年度)

◆ヤングケアラーに関する認知度

16.3%
(令和2年度)

70%
(令和5年度)

○ 市町村の包括的な相談支援体制の整備に関するアドバイザー派遣

◆ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数

26市町村
(令和2年4月1日)

63市町村
(令和6年4月1日)

○ 医療的ケアを必要とする超重症心身障害児等を在宅で介護する家族に対するレスパイトケアの充実 等

○ 地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営の支援

◆介護者サロンを設置する市町村数

53市町村
(令和2年10月1日)

63市町村
(令和6年4月1日)

○ 介護・子育て等と仕事の両立支援のための電話相談・情報提供 等

○ 地域包括支援センター職員等に対するケアラー相談対応研修の実施

◆ケアラー支援を担う人材育成数

3,000人
(令和3年度～令和5年度の累計)

○ 県政出前講座による住民・団体へのケアラー支援の必要性の啓発 等

○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー研修を通じたヤングケアラー支援に関する理解促進

○ 教育機関と福祉部門の連携を図るための検討の場の設置

◆ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の受講者数

1,000人
(令和3年度～令和5年度の累計)